第1章 総則

第1条 名称

弊社の開催するオークションを Smart オークションと称し、略称 Smart とする。

第2条 目的

本規約は、古物営業法等及び監督諸官庁の施策を基に、「Smart オークション」(以下、当サイト)が開催するオークションの運営基本方針と参加者の遵守義務を定めたものである。

第3条 定義

- 1. 「Smart オークション」とは、後記表示の企業の総称とする。
- 2. 「出品者」とは、Smart オークションにおいて車両の出品を行う会員とする。
- 3. 「落札者」とは、Smart オークションにおいて車両の落札を行う会員とする。

第4条 効力

Smart の参加者は、この規約及び規定を遵守し、Smart オークションが円滑に運営されるように協力しなければならないものとする。

第2章 会員登録

第5条 権利の帰属

- 1. Smart オークションにおいて提供する車両情報その他の Smart オークション情報に関する著作権は、弊社に帰属する。また、Smart オークション情報が会員から提供されたものであっても同様とする。
- 2. 会員は、Smart オークションに参加する目的で使用する場合を除き、転用、加工等の 方法を問わず、みだりに Smart オークション情報を流用してはならない。

第6条 個人情報の保護

Smart オークションにて個人情報の取り扱いを厳重に管理することを重要な責務と考え、個人情報は「本オークション」以外の目的では使用しないものとする。また、法令で定められた場合を除き、同意なく第三者への開示を禁止する。個人情報の管理方法については、当該情報への不正なアクセスまたは当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の防止のために必要な措置を講じる。

第7条 参加資格

- 1. 以下の要件をいずれも満たす会員を正会員とする。
- (1) 古物商許可証(自動車)を所持する中古車取扱事業者であること
- (2) 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること
- 2. 以下の各号に該当する者は会員となることができない。

- (1) 過去5年以内に一般の支払を停止した者
- (2) 過去に刑事事件で有罪の判決を受けた者(法人会員の場合は代表者または取締役が刑事事件で有罪判決を受けた場合も同様とする。)
- (3) 過去5年以内に破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の 開始申立てがなされた者
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びその密接交際者、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)である者
- (5) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社 会的勢力である者
- (6) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社 会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 反社会的勢力が経営を支配し、もしくは実質的に経営に関与していると認められる者
- (9) 反社会的勢力に資金提供または便宜供与を行った者、その他反社会的勢力と密接な関係がある者
- (10) 反社会的勢力と取引関係がある者

第8条 参加契約

- 1. 本サービスのうち、弊社所定の会員登録を要するものについては、弊社所定の手続に従い、会員登録を行っていただくものとする。
- 2. 会員は、登録時に内容が真実であるものとして弊社に提出する全ての情報が正確、真実かつ最新の内容であることを確認し、弊社に対し保証するものとする。また、登録後に変更があった場合も、弊社所定の手続に従い、速やかに変更登録を行うものとする。
- 3. 弊社は、その裁量により会員登録の申込みを拒絶することができるものとする。この場合であっても、会員は何らの請求または異議申立を行えず、弊社は理由の説明その他一切の義務を負わないものとする。
- 4. 会員登録にはプレミアム会員登録と無料会員登録があり、プレミアム会員登録の費用は入会金を無料とし、月額利用料金を1万円とする。無料会員登録の場合は入会金、月額使用料はかからないものとする。
- 5. プレミアム会員は半年契約とする。また、有効期間満了の1ヶ月前までに弊社宛に 定められた形式にて更新をしない旨の申し出がない場合は、同一条件にて更に半年間自 動更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条 ID及びパスワード管理

- 1. 交付された ID 及びパスワードは当該会員のみ使用できるものとする。
- 2. ID 及びパスワードの管理責任は当該会員にあるものとする。
- 3. 会員自身の過失による ID 及びパスワードの漏洩により生じる損害の責任は、当該会員が負うものとする。 (法人会員の場合は、代表者が責任を負うものとする)

第3章 会員の権利と義務

第 10 条 権利

会員は当サイト上で会員として認められた機能を使用することができ、当サイト上における出品車両に対して入札、落札することができるものとする。

第11条 制限

当サイトは必要に応じて、個々の会員の入札、落札、及び落札額を制限することができるものとする。

第 12 条 義務

当サイト上のオークションにおける出品車両の落札等すべての取引は、コンピューターシステムで処理され、参加者はこのシステムによる結果のすべてについて遵守しなければならないものとする。

第13条 禁止行為

当サイト上では、以下の行為を禁止し、Smart の判断によってペナルティ 10 万円を課した上で、強制退会処分とする場合がある。

- 1. 名義貸しによる入札及び落札
- 2. ID 及びパスワードの他人への貸与
- 3. 当サイトに掲載された情報を用いた業者間及びユーザーとの直接商談
- 4. 著しく高い負荷をサイトに与えるなどオークションの運営を妨害する行為
- 5. その他、諸々の法律、法令、規則に違反する行為
- 6. 購入車両に関し、その情報を弊社以外へ情報開示を求める行為
- 7. カーネクストコーナーにて、引取り先である車両所有者やユーザー等とのトラブルが発生した場合

第14条 損害賠償等

会員が本規約並びに弊社に対して取り交わした契約書に違反したことにより、または会員の故意もしくは過失により弊社が損害を被った場合、会員は弊社に対し、弊社が被った一切の損害及び費用(弁護士費用を含む)を賠償するものとする。

第15条 免責

Smart オークションでは、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

- 1. やむを得ない事情によりオークションの中止、続行不能となったとき、参加者に取引上の損害があったとしても、当サイトは一切の責任を負わないものとする。
- 2. 会員からの入札情報等が当サイトに未着であった場合、いかなる理由であろうとも当サイトは一切の責任を負わないものとする。
- 3. ホストコンピュータ、これに付随する全てのハードウェア及びソフトウェアの故障 等の原因により発生する損害に対し、当サイトは一切の責任を負わないものとする。
- 4. 通信機器または通信回線等の機器のトラブル等による送信データの変化、または消

滅による損害に対し、当サイトは一切の責任を負わないものとする。

第16条 罰則

本規定及び規約を逸脱した場合、弊社の規定に乗っ取り、罰金・参加契約の停止等の罰則を課すことができるものとする。

第4章 出品と落札

第17条 Smart オークション

- 1. 当サイトの都合により、出品車両の取り消し、または終了日を延長する場合がある。 その際のクレーム等は一切受付けないものとする。
- 2. 出品車両は、締切り時刻の15分前までに当サイト上にアップする。
- 3. 入札単位は1千円単位とする。
- 4. 時間内の再入札を可能とする。
- 5. 入札締切り後の入札削除は原則受け付けない。
- 6. 成約手数料と落札手数料は、プレミアム会員と無料会員毎に設定する。
- 7. プレミアム会員の会員費用支払い遅延が生じた場合、プレミアム会員価格が適用されず、無料会員価格が適用される場合がある。

第18条 出品

- 1. 会員は、出品車両情報を明確にする必要がある。
- 2. 出品車両・車種等の制限はないものとする。
- 3. 当サイトは会員に参考として、出品車両に関し車両情報を公開するが、これは内容を保証するものではなく、当サイトの検査結果が事実と違う場合でも当サイトは一切の責任を負わない。
- 4. 盗難車等の法令違反となる車両または、その恐れがある車両については出品を禁止する。

第19条 落札

- 1. 落札が決定した場合、その連絡をメールにて行う。
- 2. 落札者がキャンセルした場合、当サイトの判断により次点入札者に権利を譲る場合がある。
- 3. 同額入札者があった場合は入札受付時間の早いものを優先とする。
- 4. 落札決定金額に対しての問い合わせ等は一切受け付けないものとする。
- 5. 落札後、落札者にのみ引取り詳細情報を開示するものとする。
- 6. 落札後は、入札時に決定した書類有無に関して変更できないものとする。但し、落 札後、書類有で落札した車両が書類無に変更になった場合のみ、書類無での購入への変 更を認める。

第5章 車両代金等の決済

第20条 落札者の代金決済

- 1. 落札者は消費税を含む請求書通りの金額を請求書発行日の翌日より5営業日以内 (銀行休業日を除く)に当サイトが指定する口座へ振り込むものとする。但し、着金確 認後にSmart が認める事由によりキャンセルとなった場合、Smart は速やかに落札者に 返金するものとする。
- 2. 振込期日は原則的に厳守するものとし、支払遅延が発生した場合、1 台につき 1 日 3 千円の遅延金を落札者が支払うものとする。また、振込期日から 7 日以上の期間が経過した支払遅延が生じた場合には、Smart は当該車両(もしくは相当車両)の引取りを行うことができるものとする。
- 3. 振込手数料は、落札者負担とする。
- 4. リサイクル料金預託済み車両については落札車両代金、消費税とは別にリサイクル料金を加え、別途成約、落札手数料を加算した額を請求するものとする。
- 5. セリ価格表示欄に表示される金額は車両価格であり、消費税等は含まない。
- 6. 落札者は、車検付き車両を書類有にて購入する際、その車両に関して抹消以外の登録手続きを行なった場合は、軽自動車を除き自動車税の月割還付額の負担が必要となり、当サイトが指定する口座へその金額を振り込むものとする。

第6章 落札車両の契約解除

第21条 キャンセル

- 1. 出品者の引取り前キャンセル決定については、以下の通りとする。
- (1) カーネクストコーナーにて、引取り先である車両所有者(ユーザー等)が何らかのトラブル、または理由により落札者の引取りを拒否したとき
- 2. 落札者の引取り前キャンセルについては、以下の通りとする。

(1) 入札間違い キャンセル料金:5万円

(2) 自走可否記載違い キャンセル料金:無し

(3) 車両コンディション(外装・内容)違い キャンセル料金:5万円

(4) エンジン足回りコンディション違い キャンセル料金:無し

(5) 年式/走行距離/グレード/型式違い キャンセル不可

(6) 実車と掲載写真との車両違い キャンセル可

※引取日前営業日正午までの受付分に限る

(7) 車両所有者 (ユーザー等) の申し出により引取日の日程変更があったカーネクストコーナー出品車両

出品中の引取日の変更

キャンセル不可

落札後の引取日の変更

キャンセル可

(8) 書類有にて落札した書類付販売の出品車両が書類無販売になった場合

キャンセル可

- 3. 落札者の引取り後キャンセルについては、以下の通りとする。
- (1) 自走可否記載違い

キャンセル可

(2) 車両コンディション(外装・内装)違い

写真付き:ダメージ箇所の写真付き キャンセル不可 写真付き:ダメージ箇所の写真なし キャンセル可 写真無し キャンセル可

(3) エンジン足回りコンディション記載違い

キャンセル可 記載違い 記載同一認識違い キャンセル不可 記載なし キャンセル不可

(4) 年式/型式記載違い

キャンセル可

(5) 走行距離記載違い

記載より3万km以上の相違 キャンセル可 メーター改ざん キャンセル可

(6) グレード記載違い

記入なし キャンセル不可 記入あり キャンセル可

(7) 車台番号

打刻確認不可 キャンセル可

(8) 錆び

錆びに関する記載がないもの キャンセル可 錆びの記載内容と著しく異なる場合 キャンセル可 ※初年度登録が平成16年以降の引取車両に限る

(9) 実車と掲載写真との車両違い

キャンセル可

(10) 書類有にて落札した書類付販売の出品車両が書類無販売になった場合

キャンセル可

- 4. 落札者の何らかの理由により引取り前、引取り後を問わずキャンセルにおいて、落 札者が引取りにかかった費用(陸送費用、その他費用)などは、落札者にて負担するも のとし、出品者は一切の費用を負担しないものとする。
- 5. 落札者のキャンセルは引取り後2日以内(引取日含む)とし、それを経過した車両 については、いかなる場合もキャンセルできないものとする。
- 6. 実車と掲載写真との車両違いによる引取後キャンセルが決定した場合、落札者は出 品者に対して、引取りにかかった費用(陸送費用、運搬車両手配費用、その他工賃等の 費用)の上限1万円を請求できるものとする。
- 7. カーネクストコーナーにてユーザー都合によるキャンセルが発生した場合、Smart が 認める事案 (引取り直前や現地到着時等) に関して、落札者は出品者に対して引取り の想定費用 (陸送費用、運搬車両手配費用、その他工賃等の費用) として、上限1万円 を限度として請求できるものとする。
- 8. 引取り後キャンセルが決定した場合、出品者はキャンセル決定日から原則として 5 営業日以内に当該車両の引取りを行い、その際の陸送費用は出品者が負担する。
- 9. キャンセルが決定した車両の保管責任は、当該車両の引取りが行われるまで落札者 に帰属する。万一、その期間に迷惑行為(駐禁・スピード違反等の交通反則や法令違反) が生じた場合、落札者がその責任と弁償を負うものとする。

第22条 名義変更届出、名義変更遅延ペナルティ

- 1. 書類完備後の名義変更手続きの期限を以下の通りとし、手続き完了後ただちに写し を弊社に送付または FAX しなければならない。
- (1) 書類完備が当月15日までの場合は当月末
- (2) 書類完備が当月15日以降の場合は翌月末

ただし、振込遅延により書類完備が遅れ、登録月変更が生じた場合、変更分の自動車税 は落札者負担とする。

2. 名義変更完了までに落札者が迷惑行為 (駐禁・スピード違反等の交通反則や法令違反) を犯した場合、5万円+実費 (交通費・その他迷惑行為により発生した全ての費用) を別途、弊社に支払うものとする。

第23条 引取り遅延、引取りキャンセルペナルティ

落札車両の引取りが期日内に完了しなかった場合には、遅延ペナルティとして1万円に引取り予定日から遅延報告日までの日数に1千円を乗じた金額の合計と引取りできなかったことにより発生した損害及び費用を出品者に支払うものとする。引取りキャンセルは原則受け付けないが、Smart の判断によりキャンセルを受け付ける場合、ペナルティはかからないものとする。また、天災、地変、その他不可抗力など Smart にてペナルティに該当しないと判断した場合もペナルティは発生しないものとする。

第24条 引取り不可の車両について

落札者の責に帰さない事由により、引取りができない場合は Smart にて判断する。落札者独自にて判断した場合は引取りにかかった費用や損害などについては落札者負担とする。

第7章 代金減額請求

第25条 減額対象

1. 落札者は、落札車両に機関・機構上の不具合または Smart オークション出品の記載 事項と相違が存する場合は、出品者に対して減額請求ができるものとする。但し、以下 の条件以外の車両は、いかなるケースも減額請求ができないものとする。

(1) 菠料 貊

普通車において車両本体の落札額

10 万円以上の車両

軽自動車において車両本体の落札額

5万円以上の車両

(2) 自走可否記載違い

ダイナモ・バッテリー不良

減額請求不可

それ以外

減額請求可能

(3) エンジン・足回りコンディション記載違い

引取車両の初年度登録が平成 16 年以降かつ走行距離が 10 万 km 未満の車両

減額請求可能

オイル漏れ/タイヤ空気漏れ/水漏れ

減額請求不可

(4) 年式/型式/車検残り/グレード/記載違い

減額請求可能

(5) 走行距離記載違い

記載より3万km以上の相違減額請求可能メーター改ざん減額請求可能

(6) 車両コンディション記載違い

記載なし 減額請求不可 写真付き:ダメージ箇所の写真付き 減額請求不可 写真付き:ダメージ箇所の写真なし 減額請求可能

(7) 錆び

記載なし 減額請求不可

記載違い:初年度登録が平成16年以降の引取車両減額請求可能

(8) 実車と掲載写真との車両違い 減額請求可能

(9) 書類有にて落札した書類付販売の出品車両が書類無販売になった場合 減額請求可能

※車検付き車両の書類代金のみを減額対象とする

2. 減額交渉において、出品者と落札者の双方で折り合いがつかず、交渉破談となった場合はキャンセル扱いとする。その場合、落札者が引取りにかかった費用(陸送費用、その他費用)などは落札者にて負担するものとし、出品者は一切の費用を負担しないものとする。

第8章 書類

第26条 車両の譲渡書類

- 1. カーネクストコーナーにおいて、落札車両に関する譲渡書類が引取り後1ヶ月経過し万一揃わない場合は、落札者は落札取り消し扱いとすることできる。但し、落札者が希望する場合、書類が出るまで引取りから最長3ヶ月を期限とし待つことができるものとする。また、落札取り消し扱いとなった場合は、落札者が引取りにかかった費用(陸送費用、その他費用)や損害などは落札者にて負担するものとし、出品者は一切の費用を負担しないものとする。
- 2. Smart が提出を求める書類 (引取報告確認書や弊社に最終到着が必要となる預かり受け書類等) の提出期限を過ぎた場合は、落札者は遅延ペナルティ料金として1万円に提出期限から最終的に弊社が必要とする書類が弊社にすべて到着した日までの日数に1千円を乗じた金額の合計金額を支払うものとする。

第27条 名義変更遅延ペナルティ

- 1. 落札者は、書類完備後の登録変更手続き(名義変更/抹消登録)の期限を以下の通りとする。
- (1) 書類完備が当月15日までの場合は当月末
- (2) 書類完備が当月15日以降の場合は翌月末
- 2. 落札者は、登録変更手続きを終え、期限までに登録の完了通知を Smart に FAX またはメールにて通知する。その期限を過ぎた場合は、ペナルティ料金として 1 万円に完了通知期限から遅延報告通知日までの日数に 1 千円を乗じた金額の合計を出品者に支払うものとする。

第9章 クレームの処理

第28条 クレームの処理

オークション内での問題に対しては、合理的な理由を除き弊社は一切の責任を負わない ものとする。

第29条 合意

会員と Smart との間に紛争が生じた場合には、当該紛争の管轄裁判所を大阪地方裁判所とする。

第30条 車両に関するクレーム

落札車両に関するクレームについて別途、弊社クレーム規程を参照するものとする。

第10章 雑則

第31条 規約の制定

この規約の実施のために必要な場合、別途運営規定を定めることができるものとする。

第32条 改正

この規約は、運営上支障をきたした場合、予告なく改正するものとする。

第33条 規約の可分性

万一、本規約のいずれかの規定が無効、または失効不能とされた場合にも、本規約の他の規定は影響を受けず、適用法の下で最大限可能な限り有効かつ執行可能なものとして存続するものとします。無効とされる規定については、当事者が合意した内容に最も近い内容の有効かつ執行可能な規定に置き換えられたものとみなす。

以上

附則

本規約は、平成 27 年 11 月 26 日より施行する。 附則(平成 28 年 8 月 29 日改訂分) 本改訂規約は、平成 28 年 8 月 29 日より施行する。 附則(平成 28 年 11 月 17 日改訂分) 本改訂規約は、平成 28 年 11 月 17 日より施行する。 附則(平成 29 年 4 月 14 日改訂分) 本改訂規約は、平成 29 年 4 月 14 日より施行する。 附則(平成 29 年 6 月 19 日より施行する。